

私立学校法と学校法人の特殊性

- 「学校法人の業務」と「学校の業務（校務）」は完全に分離されるものではない。学校法人としては、学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度に戦略的な取組を進める必要。**
- 私的財産の抛出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理する点に学校法人の特殊性がある。**
この特殊性ゆえ、創立者とその親族関係者、特定団体関係者を中心に構成される評議員会が「諮問機関」として位置づけられている。
- **広いステークホルダーとの対話による学校運営の実現など、社会情勢を踏まえたガバナンス構造の現代化が必要。**

学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

(1) 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

- ・ 「現行制度で問題がないから改革の必要はない」ということではなく、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、適切な機関設計に反映。

(2) 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

- ・ 所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。

(3) 各種ガバナンスのエンフォースメント

- ・ 適切な機関構造の設計による重層的なガバナンスのほか、情報公開や役員報酬によるガバナンス、ガバナンス・コードの見直し等も必要。
- ・ 新たな行政罰や刑事罰を必要な範囲で導入することを検討すべき。

学校法人における理事会・評議員会の地位（権限分配のあり方）

① 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- ・ 大臣所轄学校法人は、寄附行為変更や合併・解散といった学校法人の基礎的変更等の重要事項に限り、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。
(中期計画、役員報酬基準については要検討。知事所轄学校法人は、寄附行為に委ねる現行制度を維持。)

③ 評議員の選出と評議員会の構成等の適切化

- ・ 評議員の選任を、全面的に理事長・理事会に委ねることは不適切。基本的に、評議員会を選任機関として明確化。
- ・ 理事と評議員の兼職を禁止するとともに、役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。
- ・ 評議員に求める資格・能力の要件の明確化、定数・任期の適切な在り方を検討。

② 評議員会等のけん制機能によるガバナンス強化

- ・ 理事選任機関の寄附行為上での明確化及び解任事由の法定化とともに、理事会による理事長の選定・解職の法定化が必要。
- ・ 理事選任機関が機能しない場合の評議員会による解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を可能とする。
- ・ 理事に対し、理事会への職務報告を義務付けるとともに、情報開示を促す措置が必要。

監査体制の充実

- ・ 理事会の内部統制システムの構築義務と内部監査体制・リスクマネジメントの充実、会計監査人制度の導入が必要（規模等に応じて措置）。
- ・ 監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- ・ 評議員を監事の監査・不正報告の対象とする。